

## 研究ノート

## 明治時代の東京にあった外国公館 (5)

川崎 晴朗

はじめに	74
I 1886 年末の外交団	76
II 1886 年末の領事団	82
III 1911 年初頭の外交団	87
IV 1918 年春の領事団	94
おわりに	97

## 〔注〕

1. 本稿は今回をもって終了する。不備な点は後日改めることとしたい。なお、外務省外交史料館には、在京外交団については1911年6月版以降のリスト、また領事団については1918年5月版以降のリストが蔵置されている。筆者としては、今後1887年1月版の外交リスト、また同年1月及び10月版の領事団リスト以降の版の欠落分を「再製」することに務めたい。
2. 本稿では宮内庁編『明治天皇紀』全12巻（及び索引：吉川弘文館、1970—75年、索引は1977年刊）を多用した。ここでは『大正天皇実録』全85巻について一言したい。  
『大正天皇実録』は1939年（昭和12年）に完成、第48巻以降については2002—8年の間に3回に分けて公開済みであったが、2011年3月25日、第1巻から第47巻までが公開された。宮内庁に申込みば全巻を閲覧できる（讀賣新聞、同年3月25日付夕刊10面、2013年1月1日付39面）。なお、日本古文書学会編・刊『古文書研究』第68号（2010年1月刊）及び第69号（2010年5月刊）に掲載の堀口修「『大正天皇実録』の編修について」（一）及び（二）を参照されたい（それぞれ1—19頁、1—13頁）。
3. 本稿（5）ではじめて『官報』を使用した。『官報』は1883年（明治16年）7月2日の創刊であるが、一般にその前身といわれる『太政官日誌』第1号は慶応4年2月（1868年2-3月）に刊行され、明治10年（1877年）第1号で廃刊となった。東京堂により復刻版（全8巻、別巻1-3巻）が刊行されている（1980-5年）。筆者は、本稿で『太政官日誌』及び『官報』をもっと活用すべきであったと考えている。
4. 本稿の推測にわたる部分は筆者個人のものであることをお断りしたい。

## はじめに

*Our new home [in Tokyo] is a house of historical interest. One of the first houses constructed on European principles if not indeed the first it was built in the early days of the Restoration by the Satsuma samurai Okubo, the faithful adviser of the Emperor... I am told that one of the reasons of his unpopularity, and incidentally the cause of his political murder, was indeed the construction of this very European house. After his assassination his body was brought home and laid on the floor of the room which is now our drawing room.*

Baroness Albert d'Anethan, *Fourteen Years of Diplomatic Life in Japan*\*

\* *Fourteen Years of Diplomatic Life in Japan : Leaves from the Diary of Baroness Albert d'Anethan* (London : Stanley Paul & Co., 1922), p.44.

d'Anethan 男爵夫人はベルギーの駐日特命全権公使に任命された夫の Baron Albert d'Anethan と共に 1893 年 (明治 26 年) 10 月 2 日に横浜に到着、夫妻はしばらく横浜に仮住まいしたあと帝国ホテルに移り、11 月 29 日に東京のベルギー公使館に入った。ここに引用したのは同日付の夫人の日記の一部である。 *Fourteen Years...* は来日から 1906 年 (明治 39 年) までの夫人の日記をまとめたもので (最後の entry は同年 6 月で日付はない、471 頁)、貴重な写真が多数収録されている。『明治天皇紀』には d'Anethan 公使夫妻に関する記述が多い。これによると、d'Anethan 公使は 1893 年 10 月 11 日、参内して信任状を捧呈 (第八、298 頁)、3 回の賜暇休暇のたびにお暇乞いのため参内している (第九、210 頁、第十一、591 - 2 頁、第十二、201 頁)。この間、公使は 1898 年 (明治 31 年) 2 月 19 日、「(外交団長として) 我がために盡くすこと渺からざるを嘉し、特に勲一等に叙すし、旭日大授章を贈与せらる。」 (第九、399 頁)、彼は翌年 10 月 28 日、条約改正の事業達成の祝宴及び 1905 年 (明治 38 年) 10 月 28 日、日露両国間の平和回復の祝宴 (いずれも皇居で) で外交団を代表して賀詞を奏している (第九、715 - 7 頁、第十一、369 - 370 頁)。1910 年 (明治 43 年) 7 月 25 日に d'Anethan 公使は東京で病死、天皇・皇后はそれぞれ侍従・権掌侍を弔問のため公使館に遣わされ、28 日、築地カトリック教会堂で行なわれた葬儀にそれぞれ勅使・御使を派遣された (第十二、447 頁)。加えて、同年 9 月 30 日、皇后は d'Anethan 公使夫人に謁を賜い、賜金を賜わった (同、481 - 2 頁)。なお、*Fourteen Years...* では d'Anethan 公使が信任状を捧呈したのは 1893 年 10 月 10 日となっている (25 - 6 頁)。上述のように『明治天皇紀』では同年 10 月 11 日となっており、10 月 12 日付官報 (第 3088 号) の「宮廷録事」でも「昨十一日午前十時新任白耳義國特命全権公使男爵アルベール、ダヌタン八信任状及前任特命全権公使ジョールジュ、ナイトノ解任状ヲ奉呈ノタメ参内謁見仰付ケラレタリ」とある (105 頁)。おそらく d'Anethan 公使夫人は、着任早々で毎日の出来事を必ずしもその日のうちに記録することができず、そのため夫の信任日について記憶違いが生じたのであろう。

1893 年 (明治 26 年) 当時、ベルギー公使館はどこにあったか。外務省外交史料館に保存されている外交団リストの最古の版は 1911 年 2 月版であるが、これには同館の住所が “Kōjimachiku Urakasumigaséki Sannennchô, 3 (Téléph. Shimbashi, 3180)” となってい

(1) 筆者は、「明治時代の東京にあった外国公館」の(1)から(4)までの諸稿で、不完全ながら1869年から1886年(明治19年)末まで、約17年の期間における駐日外交団・領事団の動きを描出した。

外務省外交史料館には「アーウィン文書」の一部として1887年(明治20年)1月版外交団リスト(*Liste des Personnes des Légations Étrangères au Japon*と題されている。)及び同年1月版及び10月版領事団リスト(*Liste des Consuls Étrangers*と題されている。)が保存されているが<sup>1)</sup>、それ以前の版は失われている。そのため、筆者は1886年末までの駐日外交団及び領事団の動きを辿り、欠けている外交団リスト及び領事団リストをできるだけ「再製」することに努めた。

また、外交団リスト1887年1月版及び領事団リスト同年10月版のあとの版も相当量欠けている。外交史料館に蔵置されている「各国外交官及領事官其他リスト雑纂(在本邦之部)」(6.1.8.7-1)第2巻等いくつかのファイルには相当量の外交団リスト及び領事団リストが綴じ込まれているものの、最も古い版は外交団リストについては1911年2月版、また領事団リストについては1918年5月版である。

(外交団リストは *Liste du Corps Diplomatique à Tokio*、また領事団リストは *Liste des Personnes des Consulats Étrangers au Japon* [のち *Liste des Chefs de Postes Consulaires au Japon*]とそれぞれ題されている。)したがって、筆者の次の目標は、外交団については1887年初頭から1911年初頭まで、また領事団については1887年末から1918年春までの期間におけるそれぞれの動きをフォローすることでなければならない。

(2) 本稿においては1911年2月版外交団リスト及び1918年5月版領事団リス

---

る(4頁)。すなわち、麹町区裏霞が関三年町3番地であるが、公使館は1893年ここに移転したようである。それ以前のアドレスについては本月報2012年度/No.1の拙稿を参照されたい(57-8頁)。

d'Anethan 公使夫人はイギリス人で、*King Solomon's Mines* (1885年)等の冒険小説を書いた作家、Sir Henry Rider Haggard は彼女の兄である。なお、引用文中の“Okubo”は大久保利通・内務卿で、1878年(明治11年)5月14日、東京の紀尾井坂で暗殺された。

- 1) 外務省外交史料館『外交史料館報』第2号(1989年3月)、山田宙子「アーウィン関係文書について」、80-4頁。

ト、1911年2月版外交団リスト及び1918年5月版領事団リストの内容を掲げることとしたい。そこで、まずIとして1886年末の外交団を1887年(明治20年)1月版外交団リストにより、IIとして1886年末の領事団を1887年1月及び10月版領事団リストにより、IIIとして1911年初頭の外交団を1911年2月版外交団リストにより、またIVとして1918年春の領事団を1918年5月版領事団リストによりそれぞれ描き出すこととする。また、I及びIIIを、またII及びIVをそれぞれ比較する。

外交団についても1886年末から1911年初頭までの期間に注目すべき動きがいくつも見られたが、領事団に関しては十数年に及ぶ公的資料の欠如があるためその補充はかなりの難事である。

(3) さらに、日本が幕末から明治初年にかけて諸外国に派遣した外交官・領事官についても基本的なデータを収集しなければならないと思う。(「付記1」で初期の日本の在外使節・領事官につき触れたが、これはごく preliminary な記述である。)

(4) 筆者がこれらの作業を完遂できるか否かははなはだ疑問であるが、ともあれ、「明治時代の東京にあった外国公館」の稿は今回をもって一応終結としたい。

## I 1886年末の外交団

「はじめに」で言及した1887年(明治20年)1月版の外交団リスト、*Liste des Personnes des Légations Étrangères au Japon*は1886年(明治19年)末の駐日外交団の姿を示すものと考えてよいであろう。その内容は次の通りである。(各公使・館員の資格及び住所を示す。各公使の信任日は明記されているが、館員の着任日は示されていない。)

当時、日本には特命全権公使、弁理公使及び外交事務官(Représentant Diplomatique)の3種類の外交使節がいた。1887年1月版の外交団リストでは外交使節を資格に関係なくフランス語によるアルファベット順に配列しているが、本稿では資格により並べ替えた。当時の外交団長はフランスのSienkiewicz特命全権

公使であった。

外交団リストに夫人同伴の旨記載があっても省略する。館員の資格には、リストにある通りのフランス語を添えた。当時の外交団リストには館員の資格に日本語の訳が付されていたが、そのうち「訳官」とあるのは「通訳官」、また「医官」とあるのは「医務官」とした。ただし、清国公使館の「參贊官」、「繙譯官」及び「醫官」はそのままとした。各公使館の住所も示した<sup>2)</sup>。

\* \* \*

## 特命全権公使

### 1. ドイツ

Theodor von Holleben 特命全権公使 (1886年3月11日信任)

Baron Carl von Doernberg 書記官 (Secrétaire)

Ferdinand Krien 通訳官 (Interprète)

Fritz von Zander 通訳官見習 (Elève Interprète)。

——住所は全員が麹町永田町一丁目14番地。

### 2. オーストリア・ハンガリー

Comte Charles Zaluski 特命全権公使 (1883年11月2日信任)

Henri de Siebold 書記官 (Secrétaire)。

——住所は2人とも芝白金志田町10番地。

---

2) 東京市が設置され、15の区が設けられたのは1889年(明治22年)5月1日で、1887年1月版外交団リストの発行後、また1891年(明治24年)6月版リストの発行前のこととなる。1889年当時、大・公使館は麹町区、赤坂区、京橋区、麻布区または芝区のいずれかに置かれていた。(後述するように、1887年1月及び10月版領事団リストによると当時は在京領事館が二つあり、麹町区または赤坂区に置かれていた。)なお、東京市は1932年(昭和7年)10月1日に市域を拡張し、35区となった。また、1943年(昭和18年)4月1日、それまでの東京府及び東京市を廃して東京都が設置され、また1947年(昭和22年)3月15日、芝、麻布及び赤坂の各区は港区、麹町区は神田区と共に千代田区、そして京橋区は日本橋区と共に中央区となった。

### 3. ベルギー

George Neyt 特命全権公使 (1885 年 2 月 17 日信任)<sup>3)</sup>

——住所は横浜山手町 118 番 A。

### 4. 清国

徐承祖 (Hsü-Cheng-Tsû) 特命全権公使 (1884 年 1 月 2 日信任)

陳名遠 (Chin-Ming-Yuan) 参贊官 (Secrétaire)

楊樞 (Yang-Shoo) 参贊官 (Secrétaire)

沈鐸 (Loo-Yung-Ming) 繙譯官 (Interprète)

瀘永銘 (Shen Toh) 日文繙譯 (Interprète)

葛能存 (Ko-Nêng-Tsun) 公使館附醫官 (Médecin attaché à la Légation)。

——住所は全員永田町一丁目 17 番地であるが、陳参事官のみ麴町永田町二丁目 2 番地に居住していた。

### 5. 米国

Richard Bennet Hubbard 特命全権公使 (1885 年 7 月 2 日信任)

Frederic Sherwood Mansfield 一等書記官 (Premier Secrétaire)

Edwin Dun 二等書記官 (Deuxième Secrétaire)

Dr. Willis Norton Whitney 通訳官 (Interprète)。

——住所は Hubbard 公使が京橋築地居留地 1 番であった。Mansfield 書記官は同 21 番、Dun 書記官は芝南佐久間町二丁目 4 番地、また Whitney 医務官は赤坂氷川町 5 番地。

### 6. フランス

Joseph Adam Sienkiewicz 特命全権公使 (1883 年 10 月 12 日信任)

Ernest René Joseph Adrien Bourgarel 一等書記官 (Premier Secrétaire)

---

3) Georges の誤綴りと思われるが、そのままとする。

Joseph Bernard Bedout 三等書記官 (Troisième Secrétaire)

Joseph Adolph Dautremer 二等通訳官 (Deuxième Interprète) (不在)

Abbé Félix Evrard 二等格名誉通訳官 (Deuxième Interprète honoraire)

Pierre de Lucy Fossarieu 三等通訳官 (Troisième Interprète)

Dr. Alphonse Mecre 公使館附医務官 (Médecin attaché à la Légation)

Capitaine Alexandre Etienne Bougöüin 公使館附歩兵大尉 (Attaché militaire)。

—住所は Sienkiewiez 公使が麴町永田町二丁目 7 番地、Bourgarel 及び Bedout 両書記官は不明、Evrard 名誉通訳官は麻布霊南坂町 24 番地、Fossarieu 通訳官は麻布飯倉町 61 番地、Mecre 医務官は横浜 24 番 (注 関内居留地または山手居留地にいずれかは不明)、Bougöüin 大尉は牛込佐内町 21 番地。

## 7. イギリス

The Hon. Sir Francis Richard Plunkett 特命全権公使 (1884 年 3 月 2 日信任)

The Hon. Power Le Poer Trench 公使館書記官 (Secrétaire de la Légation)

Arthur Larcom 三等書記官心得 (Troisième Secrétaire suppléant)

William George Aston 通訳官 (Secrétaire Interprète)

John Harrington Gubbins 通訳官補 (Secrétaire Interprète suppléant)

Joseph Henry Longford 録事兼副領事 (Chancelier et Vice Consul)

Raymond de Burgh Layard 公使附秘書官兼二等日本書記官補

(Deuxième Secrétaire adjoint et particulier)

Ernest Alfred Griffith 通訳官見習 (Elève Interprète)

Ralph G. E. Forster 通訳官見習 (Elève Interprète)

Rev. A.L. Shaw 公使館附名誉僧官 (Chapelain honoraire)。

—住所は全員麴町五番町 1 番地。しかし、Gubbins 書記官補が麴町上貳番町 15 番地、Shaw 名誉僧官が麻布飯倉六丁目 13 番地。

## 8. イタリア

Commandeur Renato de Martino 特命全権公使 (1885 年 2 月 7 日信任)

Luigi Casati 通訳官 (Interprète)。

—住所は Martino 公使は麴町裏霞ヶ関三年町 4 番地、Casati 通訳官は不明。

## 9. ペルー

Juan Federico Elmor 特命全権公使 (不在)<sup>4)</sup> (1884 年 10 月 14 日信任)。

—Elmore 公使はワシントンに居住していたが、1886 年引揚げた。1887 年 1 月版の外交団リストで「不在」となっているのは、同公使が当時はまだ日本政府に対し解任状を提出していなかったためであろう (III A 13.ペルーの項参照)。

## 10. ポルトガル

Thomaz de Souza Roza 特命全権公使 (不在)

José da Silva Loureiro 臨時代理公使 (Chargé d'Affaires a.i.)

(1886 年 2 月 16 日着任)

Eduardo J. Pereira 書記官代理兼副領事 (Secrétaire suppléant et Vice Consul)

José Loureiro 通訳官見習 (Interprète adjoint)。

—住所は Loureiro 臨時代理公使及び Loureiro 通訳官見習は芝蔭手町二丁目 24 番地、Pereira 書記官代理は横浜。

## 11. ロシア

Dimitri Schewitch 特命全権公使 (1886 年 9 月 24 日信任)

Alexis de Speyer 書記官 (Secrétaire)

Wladimir Boukhovetsky 通訳官補 (Jeune de langue)

Gerrges de Wendrich 通訳官補 (Jeune de langue)

Yakoff, Tihay アタツシエ (Attaché)。

—住所は全員が麴町裏霞ヶ関 1 番地。

---

4) Elmor は Elmore の誤綴り。

## 弁理公使

### 1. スペイン

Don José Delvat 弁理公使 (Ministre Résident) (1886年6月5日信任)

Don Pedro de Carrere 二等書記官 (Deuxième Secrétaire)

Juan Perey Caballero 三等書記官 (Troisième Secrétaire) (未着)。

—住所は Delvat 公使、de Carrere 書記官とも赤坂氷川町 47 番地。

### 2. ハワイ

Robert Walker Irwin 弁理公使 (1886年9月24日信任)。

—住所は芝罘町 5 番地。

### 3. オランダ (兼スウェーデン・ノルウェー)

Johannes Jacobus van der Pot 弁理公使 (1881年7月26日信任)

Leonardus van der Polder 書記官兼通訳官 (Secrétaire et Interprète)

Dr. W. van der Heyden 公使館附医務官 (Médecin attaché à la Légation)。

—住所は van der Pot 公使及び van der Polder 書記官が横浜山手町 71 番地、  
van der Heyden 医務官は不明。

## 外交事務官

### デンマーク

Johannes Jacobus van der Pot 外交事務官 (Représentant Diplomatique)

(1882年10月26日信任)

オランダ弁理公使の兼任である。

—住所は横浜山手町 71 番。

\* \* \*

リストの冒頭に以上 15 人の外交代表が着任順に掲げられている。前述のように当時の外交団長はフランスの Sienkiewicz 特命全権公使であったが、同公使もここでは着任順に掲げた。オランダ、スウェーデン・ノルウェー、スペイン及びハワイの諸代表は弁理公使（オランダ、スウェーデン・ノルウェー公使はデンマークの外交事務官を兼ねた。）であるため特命全権公使 10 人の次に置かれている。また、当時ポルトガルは Loureiro 臨時代理公使により代表されていたため、彼は序列の末尾に掲げられている。（ペルー公使館は館長 1 人の公館であった。）

## II 1886 年末の領事団

(1) 「はじめに」で言及したが、1887 年（明治 20 年）1 月及び 10 月、外務省が刊行した領事団リスト (*Liste des Consuls Étrangers*) が保存されている。1 月版の内容は次の通りであり、ほぼ 1886 年末の領事団の状況を示していると思われる。（必要に応じ、10 月版の内容をあわせ紹介する。）

国名は外交団リストの場合と同様フランス語であるが、1 月版では国名のアルファベット順に国が配列されている訳ではない。しかし、10 月版ではアルファベット順となっており、以下、フランス語による国名のアルファベット順に並べることとする。（オランダは、外交団リストでは“Hollande”であるが、領事団リストでは“Pays-Bas”となっている。）また、“Postes”の欄に各領事官の管轄地域が示されているが、東京のみを管轄していた領事官は少数で、横浜等、他の開港場をあわせ管轄地域としているケースが多い。既述のごとく、東京を管轄する領事官を置いていない国については、これらの国の在京大・公使館に領事部があったと思われる。

(2) 領事官は、派遣国が外交上その他の経路を通じて接受国に提出する委任状に対し、接受国（本稿の場合は日本）が認可状を与えることでその任務を正式に開始する。以下のリストでは各領事官につき可能な限り認可状が発出された日付を掲げたが、これを明らかにし得ない場合は委任状の日付またはこれを日本の外務卿（のち外務大臣）に提出した日付をもって替える。

いずれにせよ、1887年1月及び10月版領事団リストには各領事官が任務を開始した日付は示されていない。また各領事館のアドレスも示していない。別の資料で判明した範囲で示したが、さらに探索をつづけたい。

また、館長（またはその代理）の氏名のみ掲げられている。ただし、スタッフがいても、当時は一、二名の場合が多かったと考えられる。

(3) 1887年1月及び10月版領事団リストには横浜及び東京に置かれていた（総）領事のほか、函館、神戸、長崎等の開港場に派遣されていた領事についても示されているが省略する。

(4) 1887年はまだ不平等条約が改正される前で、日本各地に開市場（東京）・開港場（横浜、函館、長崎、神戸、大阪及び新潟）があった。当時の条約の下では諸外国に領事裁判権が認められていたので、これらの国は主として開市場・開港場に領事官を派遣していたのである。

(5) 1886年末までに外交使節の性格をもつ領事官の数は次第に減少し、「條約濟國」ではわずかにスイスの在横浜副領事 A. Dumelin のみとなった。（彼は総領事代理で、のち総領事に昇格した。）

1892年（明治25年）ごろ Dumelin 総領事のスタッフとなった Dr. Paul Ritter 副領事は、のち総領事代理、さらに総領事に昇任したが、1906年（明治39年）5月2日、特命全権公使として信任された（『明治天皇紀』第十一、544頁）。時期的には本稿の範囲外となるが、スイスはこのとき日本にはじめて正式な外交使節を派遣したことになる。

\* \* \*

## 1. ドイツ

### Eduard Zappe 領事（横浜）

1887年10月版では「総領事」となっている。

## 2. オーストリア・ハンガリー

Chevalier Gustave de Kreitner 領事 (横浜)

## 3. ベルギー

ベルギーの場合は、横浜に関しては“La Légation administre provisoirement les affaires consulaires”、すなわち「公使館ニテ領事事務ヲ取扱フ」(1月版)、または「公使館ニ於テ臨時領事事務ヲ取扱フ」(10月版)となっている。

## 4. 清国

阮祖棠 (Yuen-Tsu-Tang) 領事 (横浜、東京、函館、新潟、夷港<sup>5)</sup>)

## 5. デンマーク

Eduard de Bavier 総領事 (横浜)

## 6. スペイン

Narciso Perey Petinto 領事 (横浜、東京) は不在で、オーストリア・ハンガリーの de Kreitner 領事が代理となっている。(1月版では“chargé des Consulats a.i.”、10月版では a.i.が省かれている。) 神戸及び長崎についてはそれぞれイギリス領事が“chargé des affaires consulaires”となっており、de Kreitner 領事はスペインのすべての在日領事館につき責任を負っていた訳ではないことが分かる。

## 7. 米国

Clarence R. Greathouse 総領事 (横浜)

## 8. フランス

André Lequeux 領事 (横浜)

---

5) 夷港については『外務省調査月報』2010年度/No.2の拙稿を参照されたい(8-9頁)。

## 9. イギリス

Russelle Broke Robertson 領事（横浜）は不在で、Hall John Carey が領事代理（Consul Suppléant）となっている。

1887年10月版では、Sir F. R. Plunkett 公使が兼ねて在京総領事となっているが不在で、Joseph Henry Longford 副領事が在京領事官として掲げられている。Robertson 在横浜領事も不在で、依然 Carey が代理 となっている。

## 10. ハワイ

Robert Walker Irwin 総領事（東京）

## 11. オランダ

ドイツの Zappe 総領事が代理（Gérant des Consuls）となっている。彼は横浜、東京、函館及び新潟を管轄することを託されたごとくで、オランダは神戸（大阪及び京都を含む。）並びに長崎にはそれぞれ領事を置いていた。

## 12. イタリア

横浜に関しては、ドイツの在横浜 Zappe 総領事が代理（Gérant du Consulat）となっている。1887年10月版でも同様である<sup>6)</sup>。

## 13. ペルー

Carl Rohde 領事（横浜）は不在で、Eugenio von der Heyde が代理（chargé des Consuls a.i.）となっている。1887年10月版でも同様である。

## 14. ポルトガル

横浜に関しては、デンマーク総領事が“chargé des affaires consulaires”とな

---

6) イタリアは神戸及び長崎に代理領事館（Agence Consulaire）をもっていた。また、京城についてはイギリス総領事がイタリアの利益保護にあたっていた。いずれにせよ、イタリアは駐日大使を東京に置いており、領事官に外交使節の性格を付与する必要はなかった。

っている。しかし、Eduardo J. Pereira 副領事が横浜及び東京を管轄しており、また神戸（大阪を含む。）並びに長崎にそれぞれ *Gérant des Consulats*（または *Gérant du Consulat*）が駐箚していた。

1887年10月版では、José da Silva Loureiro が在京総領事となって、Pereira 副領事は横浜のみ管轄している。

## 15. ロシア

Alexandre de Kolémine 領事（横浜）

## 16. スウェーデン・ノルウェー

ドイツの Zappe 総領事が代理 (*Gérant des Consulats*) となっている。彼は横浜、東京、函館及び新潟を管轄することを託されたごとくで、スウェーデン・ノルウェーは神戸（大阪及び京都を含む。）には領事を置いた。1887年10月版では、同国は神戸（大阪を含む。）及び長崎にそれぞれ領事を置いていた。

## 17. スイス

A. Dumelin 副領事（横浜）。

本来は A. Wolff が在横浜総領事で、1887年10月版では彼の名が掲げられている。ただし、不在となっており、Dumelin 副領事が代行していたことになる。

\* \* \*

1887年10月版領事団リストを1月版と照合すると、次の諸点が異なる。

(1) 清国の阮祖棠 (Yuen-Tsu-Tang) 領事の管轄区域は横浜及び東京のみとなり、函館、新潟及び夷港については新たに劉坤 (Liu Kun) 副領事が着任した。

(2) イギリスにつき、新たに Plunkett 公使が在京総領事として掲げられたが「不在」となっており、Joseph Henry Longford 副領事（東京）の名が示されている。

イギリスは横浜、神戸（大阪を含む。）、長崎及び函館（新潟を含む。）にも領事官を置いていたが、Plunkett 公使は在京領事官のみならず、これら各地の領事官の上位にあつて監督・指揮する立場にあつたと思われる。

(3) ポルトガルは新たに在京総領事のポストを新設、José da Silva Loureiro がこれを占めた。これに伴ない、Pereira 副領事の管轄区域は横浜及び東京をのみとなった。

(4) スイスは横浜を管轄する総領事として A. Wolff を任命した。ただし、「不在」となっている。Dumelin 副領事の名はそのまま掲載されている。

(5) デンマークは日本に外交使節を置かず、オランダ公使が同国を兼ねて代表していた。ただし、横浜に総領事がいて、彼が一定の範囲で外交使節の役割を果たしていたことが考えられる。

(6) オランダ公使は、日本において兼ねてスウェーデン・ノルウェーを代表していた。しかし、スウェーデン・ノルウェーは在神戸領事を置き、またドイツ総領事に横浜、東京等の区域の領事事務を委託していた。在神戸のスウェーデン・ノルウェー領事が外交使節の任務を果たすことがあつたか否かは明らかでない。

(7) スイスも日本に外交使節を置かず、横浜に副領事を任命するにとどまっていた。

\* \* \*

### III 1911 年初頭の外交団

1887 年 1 月版外交団リスト及び 1911 年 2 月版外交団リストが刊行される間に日清・日露の両戦役があつた。1911 年 2 月版リストにより、駐日外交使節の数が増え、またその一部が特命全権大使の資格をもつようになったことがわかる。

1911 年初頭の外交団の状況を 1911 年 2 月版外交団リストにより描出すれば次の通りである。I は 1887 年 1 月版に基づくものであるが、両者を比較すると、(1) 在京外交団からスウェーデン・ノルウェー、ハワイ及びペルーの 3 カ国が消え、一

方でブラジル、チリ、メキシコ、アルゼンティン、シャム、スウェーデン、ノルウェー及びスイスの 8 カ国が加わった。もともと、スウェーデン及びノルウェーは、1911 年初頭、まだオランダ公使館が同国を代表していたところ、1814 年に結成された同君連合が解体した結果、2 つの国になったものである<sup>7)</sup>。また、スイスは 1906 年 5 月まで日本では外交使節の性格を有する領事官<sup>8)</sup>によって代表されていたが(したがって、スイスは外交団に加えていた。)、同国は新たに駐日公使を派遣することとなったものである。

また、5 カ国が日本に特命全権大使を派遣するようになったことは特記するに値する。諸外国が日本に特命全権大使を派遣するようになったのは日露戦争後で、まずイギリスの Claude Maxwell MacDonald 公使が特命全権大使に昇格し<sup>9)</sup>、他の国がこれに倣うようになったものである。

1887 年から 24 年後の 1911 年、在京外交団にかなりの変化が生じたことがわかる。

1911 年 2 月当時の外交団長はイギリスの Claude Maxwell MacDonald 大使であった。(Maxwell MacDonald は、『明治天皇紀』第十が述べるように、1901 年〔明治 34 年〕1 月 21 日、特命全権公使として信任されたが、1905 年 12 月 30 日、特命全権大使として改めて信任された。)<sup>10)</sup>「おわりに」(3) を参照されたい。

(2) 外交代表の資格についてであるが、1911 年初頭、イギリス、ドイツ、フランス、米国、ロシア、イタリア及びオーストリア・ハンガリーの 7 カ国の外交代表は特命全権大使、スウェーデン、スペイン、メキシコ、オランダ、ポルトガル、ブラジル、スイス、チリ、シャム、清国及びベルギーの 11 カ国の代表は特命全権公使、ノルウェー及びアルゼンティンの 2 カ国の代表は代理公使 (Chargé d'Affaire)、またデンマークの代表は外交代表 (Représentant Diplomatique) の資格をそれぞれ有して

---

7) スウェーデンは、1814 年、同君連合の形でノルウェーを併合したが、1905 年、ノルウェーは独立を達成し、デンマークからカール王子を迎えて元首とした(ホーコン 7 世)。

8) 外交使節の性格を有する領事官の意味については『外務省調査月報』1987 年度/No. 1 を参照されたい(93 頁)。

9) Claude Maxwell MacDonald は、1901 年 1 月 21 日、特命全権公使として信任され(『明治天皇紀』第十、6 頁)、1905 年 12 月 30 日、特命全権大使として改めて信任された(同、第十一、443-4 頁)。

いた（着任順）。したがって 1911 年 2 月版外交団リストも四つのカテゴリーに分けられ、各カテゴリーが代表をフランス語によるアルファベット順に並べている。

1911 年年央、日本には 4 階級のうち弁理公使を除く全部の階級の外交使節が信任されていたことがわかる。なお、デンマークの使節は外交代表の資格をもっていたが、1887 年 1 月版リストでは公使であった。この変化がいつ生じたのかは明らかでない。なお、このころノルウェー、ギリシャ、アルゼンティン、ブラジル等、外交使節の性格を有すると考えられる領事官を日本に派遣する国が新たにいくつか登場するが、かかる領事官は IV に掲げる。

爾後は、スペースの関係で館長とその信任日のみを掲げる。住所は大・公使館のそれである。なお、このころは各館に電話が設置されていた。

\* \* \*

## 特命全権大使

### 1. ドイツ

Dr. Baron MUMM von SCHARZENSTEIN 特命全権大使（1906 年 5 月 22 日信任）

—住所は麴町区永田町一丁目 14 番地。

### 2. オーストリア・ハンガリー

Baron Guido de CALL de ROSENBERG et CULMBACH 特命全権大使（1909 年 3 月 18 日信任）

—住所は麴町区紀尾井町 7 番地。

### 3. 米国

Thomas J. O'BRIEN 特命全権大使（1907 年 10 月 15 日信任）

—住所は赤坂区榎坂町 1 番地。

#### 4. フランス

Auguste GÉRARD 特命全権大使 (1907 年 1 月 15 日信任)

—住所は麴町区飯田町一丁目 1 番地。

#### 5. イギリス

Colonel Sir Claude MAXWELL MacDONALD 特命全権大使 (1905 年 12 月 30 日信任)

—住所は麴町区五番町 1 番地。

#### 6. イタリア

Marquis GUICCIOLI 特命全権大使 (1908 年 11 月 25 日信任)

—住所は麴町区裏霞ヶ関三年町 4 番地

#### 7. ロシア

Sénateur Nicolas MALEWSKY-MALEWITCH 特命全権大使 (1908 年 7 月 15 日信任)

—住所は麴町区裏霞ヶ関 1 番地。

### 特命全権公使

#### 1. ベルギー

Comte Georges de la FAILLE de LEVERGHEM (1911 年 4 月 29 日信任)

1911 年 2 月版外交団リストではベルギー公使は空席で、Comte Philippe de Beauafort 二等書記官が臨時代理公使であった。1911 年 4 月 29 日、Faille de la Leverghem 公使が信任されたが、これは『明治天皇紀』第十二による (598 頁)。

—住所は麴町区裏霞ヶ関三年町 3 番地。

#### 2. ブラジル

Manoel Carlos GONÇALVES PEREIRA 特命全権公使（1909年3月30日信任）

ブラジルの初代駐日代表は Henrique Carlos Ribeiro Lisbôa 特命全権公使で、1897年9月15日信任された（『明治天皇紀』第九、382頁）。

—住所は赤坂区葵町3番地。

### 3. チリ

Don Anselmo HÉVIA RIQUELME 特命全権公使（1910年3月30日信任）

—住所は京橋区築地明石町8番地。

### 4. 清国

汪大燮 (WANG TAHSIEH) 特命全権公使（1910年8月15日信任）

—住所は麴町区永田町二丁目2番地。

### 5. スペイン

Don Ramiro GIL de URIBARRI 特命全権公使（1907年8月19日信任）

1911年2月版外交団リストでは、当時 Gil de Uribarri 公使は不在で、Don Manuel de Ynclán 三等書記官が臨時代理公使であった。

—住所は麻布区広尾町2番地。

### 6. メキシコ

Ramón G. PACHECO 特命全権公使（1907年9月11日信任）

メキシコの初代駐日代表は J. M. Rascon 特命全権公使で、1891年11月18日に信任された（『明治天皇紀』第七、931頁）。

—住所は麴町区永田町二丁目21番地。

### 7. オランダ

J. H. van ROYEN 特命全権公使（1908年12月30日信任）

1911年2月版外交団リストでは van Royen 公使は不在で、Léon van de Polder 参事官が臨時代理公使であった。

—住所は芝区栄町3番地。

## 8. ポルトガル

1911年2月版外交団リストではポルトガル公使は空席で、臨時代理公使の名も掲げられていない。また、住所も示されていない。

## 9. シヤム

PHYA MAHA NUBHAB 特命全権公使 (1910年6月28日信任)

1911年2月版外交団リストの刊行当時 PHYA MAHA NUBHAB 公使は不在で、Luang Visan Botchanakit 二等書記官が臨時代理公使であった。

シヤムは、1939年(昭和14年)1月、国号をタイに改めた。

—住所は赤坂区霊南坂町13番地。

## 10. スウェーデン

Gustaf Oscar WALLENBERG 特命全権公使 (1907年1月12日信任)

—住所は京橋区築地明石町24番地。

## 11. スイス

Ferdinand SALIS 特命全権公使 (1909年6月18日信任)

スイスの初代駐日代表は Paul Ritter 特命全権公使で (1906年5月2日信任)、Salis 公使はその後任である。

—住所は麻布区材木町55番地。

## 代理公使

### 1. ノルウェー

B. D'ANKER 代理公使 (Chargé d'Affaire en titre) (1907 年 6 月 6 日信任)

—住所は赤坂区青山高樹町 8 番地。

## 2. アルゼンティン

Silvestre de MARCHI 代理公使 (1909 年 7 月 12 日信任)

de Marchi 代理公使は不在で、イギリス大使が日本におけるアルゼンティンの利益保護にあたっていた (chargé des intérêts argentins au Japon)。アルゼンティンの初代駐日代表は Don Baldomere García 代理公使で、1905 年 7 月 5 日に信任された (『明治天皇紀』第十一、197 頁)。

—住所はリストに示されていない。

## 外交代表

### デンマーク

J. H. van ROYEN 外交代表 (1909 年 3 月 11 日信任)

オランダの van ROYEN 公使がデンマーク外交代表を兼ねていた。1911 年 2 月版外交団リストの発行当時 van ROYEN 公使は不在で、おそらく Léon van de Polder 参事官がデンマーク外交代表臨時代理 (Chargé d'Affaire a.i.) を兼ねていたと思われる。

—住所はリストに示されていないが、オランダ公使館と同じであったと思われる。

\* \* \*

ハワイは 1898 年 (明治 31 年) 8 月 12 日、米国に併合されたため、Robert Walker Irwinn 弁理公使を最後に駐日代表は派遣しないこととなった (『外務省調査月報』2013 年度/No.1、拙稿、24 頁)。

## IV 1918年春の領事団

1887年(明治20年)1月版領事団リスト及び1918年5月版領事団リストが刊行される間に第一次世界大戦が勃発した。(大戦の終結は1918年11月で、これは1918年5月版領事団リストの刊行後である。)周知の如く、大戦中の1917年3月には「二月革命」でロシアのロマノフ王朝が滅亡、ロシア臨時政府が樹立した。しかし、同年11月、「十月革命」でソヴィエト政府が成立した。また、大戦末期、オーストリア・ハンガリー二重帝国が崩壊し、国土が分裂した。すなわち、ハンガリーでは1918年11月に人民共和国、また1919年3月にハンガリー・ソヴィエト共和国が成立、1921年にはハプスブルク家の王位は廃止された。チェコスロヴァキアは1918年10月28日、チェコスロヴァキア民族委員会がプラハで独立を宣言した(同年11月14日、革命国民議会が正式に宣言)。ただし、正式な帝国解体は1919年のサン・ジェルマン条約の締結を待って行なわれた。

ポーランドはウィーン会議で4分割されたが(ロシア、プロイセン及びオーストリア3カ国並びにこれら3カ国の保護下に置かれたクラクフ)、大戦後の1918年11月に独立した。

また、バルカン半島ではオスマン帝国が衰退期に入って1830年にギリシャ、1878年にセルビア、ルーマニア及びモンテネグロ、1908年にブルガリアがそれぞれ独立を達成、さらに2次にわたるバルカン戦争でトルコは半島から追い落され、1913年にはアルバニアが独立したが、大戦後の1918年10月、半島南部のセルビア、モンテネグロ、マケドニア等が一つの王国に統一された。(1929年、国号をユーゴスラヴィア王国とした。)領事団に関する限り、1887年年初当時、ギリシャが日本に領事官を置いていたことが判明するが、ソ連、ポーランド、オーストリア、ハンガリー、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア等の領事官はまだ姿を見せていない。

1918年5月版領事団リストにより、1918年春の領事団の状況を眺めて見よう。このリストによると、在京領事官を置いていたのはイギリス及びノルウェーの2カ国で、ノルウェー総領事の場合は外交使節の性格を有する領事官であったと考えられる(後述)。1918年5月当時横浜に領事館をもたず、他の都市に置かれた領事館

を維持していた国はイタリア及びメキシコの2カ国であるが、うちメキシコ領事館（在神戸）は外交使節の性格を与えられていたと考えられる（後述）。

IIは1887年1月及び10月版により作成したものであるが、これを1918年5月版領事団リストの内容と比べると、

(1) 1918年5月当時、在京領事官はイギリス及びノルウェーの2カ国で、他国の場合はほとんどが在横浜領事官が東京を管轄区域に含めるという形をとっていた。

(2) 1918年5月版に掲げられた領事官が初代であるか否か判断できない。（同版以前の領事団リストは失われている。）ある国の初代領事官がその国の初代外交使節より早く着任した場合、当該の領事官は外交使節の性格を有していたといえるであろう。この点、関連情報を探し、確定することとしたい。

はっきりしているのは、ノルウェー、アルゼンティン、ブラジル、ヴェネズエラ、ギリシャ及びメキシコの6カ国が当時まだ日本に外交使節を置かず、領事官を派遣していたことで、彼等は外交使節の性格を有していたと見做してよいであろう。

(3) 在横浜の領事官がしばしば東京を管轄区域に含めていたことは再三にわたって明らかにした通りであるが、領事官のうち外交使節の性格を有すると見られるのはそのほとんどが横浜駐箚で、メキシコ領事官のみが在神戸であった。

\* \* \*

## 在京領事官

### 1. イギリス

#### Gerald Hastings PHIPPS 副領事

イギリスの在京領事館は公使館（のち大使館）に吸収されたが（本稿I「1886年末の外交団」9.ではJoseph Henry Longford副領事が公使館の一員となっている。）、その分館が有楽町に設置されたのであろうか。また、この分館はいつからいつまで置かれていたのであろうか。

—住所は麴町区有楽町一丁目1番地。

## 2. ノルウェー

### J. EITZEN 総領事

ノルウェーは 1905 年 8 月の独立であるが、まず 1907 年(明治 40 年) 6 月、Beder Bernt Ankèr を、つづいて 1917 年(大正 6 年) 12 月、J. Eitzen 総領事を派遣した。Ankèr も総領事の資格を有していたと考えられる。Eitzen 総領事は 1919 年(大正 8 年) 2 月に死亡、スイスの Ferdinand Salis 公使がしばらくノルウェー臨時代理公使を勤めた。ノルウェー初代の駐日代表、John Wilhelm Michelet 特命全権公使の信任は本稿の対象とする期間の経過後であって、1920 年(大正 9 年) 1 月 13 日のことである(大正 9 年 1 月 14 日付『官報』、第 2231 号、197 頁)。同公使より早く日本に駐劄した Ankèr 及び Eitzen 総領事は外交使節の性格を有する領事官であったといえる。

—住所は赤坂区高樹町 8 番地。

## 東京以外の地に駐劄するが東京を管轄区域にもつ領事官

### 1. アルゼンティン

Don Salvador FIORAVANTI CHIMENZ 副領事(在横浜)

初代の駐日代表、de Marchi 代理公使は前述のように 1905 年 7 月に信任された。アルゼンティンはそれまで領事官によって代表されていたことがわかる。

### 2. ブラジル

Fabio RAMOS 領事(在横浜)

前述のように、初代の Gonçalves Pereira 駐日公使は 1897 年 9 月に信任された。ブラジルもそれまでは領事官により代表されていたことになる。

### 3. チリ

Don Carlos MUÑOZ HURTADO 総領事(在横浜)

初代の Hévia Riquelme 駐日公使は 1899 年 7 月に信任されたので(前述)、Mñños Hurtado 総領事はいわば純粹の領事官で外交使節の性格を有しなかった。同総領事に前任者がいたか否かは明らかでない。

#### 4. ギリシャ

Arthur George Morey WEALE 領事（在横浜）

初代の駐日外交代表は D. Verénikis 特命全権公使で、1918 年（大正 7 年）10 月 29 日に信任された（大正 7 年 10 月 30 日付『官報』、第 1873 号、607 頁）。同国の在横浜領事は、それまで外交使節の性格を有していたと考えられる。

#### 5. ヴェネズエラ

Isidoro BICKART 名誉領事（在横浜）

初代の駐日公使は Dr. Carlos Rodriguez-Jiménez 特命全権公使で、彼は 1952 年（昭和 27 年）12 月 12 日、ヒメネス臨時大統領によって任命された。これを報じた同年 12 月 13 日付朝日新聞によると、Rodriguez-Jiménez 公使は 1931 年から 42 年まで日本で総領事を勤めたことがあるという（夕刊、1 面）。そうであれば、彼（彼の前任・後任者がいれば彼等も）は外交使節の性格をもつ領事官であったことになる。ヴェネズエラは、日本に外交使節を派遣する前、領事官によって代表されていたことがわかる。Rodriguez-Jiménez 公使は、1953 年（昭和 28 年）1 月 16 日、信任された（昭和 28 年 1 月 19 日付『官報』、第 7808 号、203 頁）。

#### 6. メキシコ

José Pinal y Blanco 領事（在神戸）

初代のメキシコ駐日公使は、前述のように Rascon 特命全権公使で、1891 年 11 月に信任された。したがって、同国の在神戸領事はそれまで外交使節の性格を有していたと考えられる。

\* \* \*

### おわりに

(1) 筆者は、1987 年度/No. 1 の『外務省調査月報』に掲載した「江戸にあった外国公館」及び今回の「明治時代の東京にあった外国公館」をもって 1886 年（明治 19

年)までの在京外交団・領事団の状況を可能な限りフォローした。1887年2月以降1911年5月までの外交団、そして1887年(明治20年)11月以降1918年(明治44年)4月までの領事団の内部に見られた動きについては、今後その描出に努めることとしたい。

(2) 本稿は明治維新から1886年(明治19年)末までをカバーするが、この期間、米国及びヨーロッパの主要国のほとんどが日本に外交代表を置いた。

ある意味では、日本にとって、清国及び朝鮮国はこれら諸国とは異なるカテゴリーに属するといえる。近代以前、日本は中国及び朝鮮と何世紀にもわたって公式な関係を維持し、一時的な使節の交換も古くから見られた。(例えば、日本は600年[推古天皇8年]から614年[同22年]まで隋に、また630年[舒明天皇2年]から838年[承和5年]まで唐に、それぞれ遣隋使を4回、また遣唐使を十数回、派遣した。朝鮮国からは1607年[慶長12年]から1811年[文化8年]まで15回、通信使が来日した。)また、15世紀はじめごろ、朝鮮の都・漢城に倭館が開設され、のち富山浦(釜山)等にも置かれて「浦所倭館」と称された。江戸時代、倭館は釜山の草梁項に移り「草梁和館」となり、また、巖原藩の宗氏一族をはじめとする島内の人々がこれを独占的に経営した。しかし、関係国の間が平等の関係にあったとはいいい難く、遣唐使、朝鮮通信使等を近代国際法にいう外交使節と見做したり、また倭館を日本の在外公館と見做したりすることはできないであろう。

しかし、1870-80年代、日本は清国及び朝鮮国と近代国際法にのっって改めて外交関係を樹立した。以下、日本とこれら両国との間の近代外交関係の初期につき一言したい。

日本は1872年12月24日(明治5年11月24日)、清国に対する初代外交代表として山田顕義・二等特命全権公使を任命、また、朝鮮国に対しては、1880年(明治13年)12月27日、花房義質・弁理公使を信任せしめた。

ただし、山田公使は赴任前の1874年(明治7年)2月9日、任を免じられた。したがって、事実上の在清国初代代表は1874年2月15日に任命された柳原前光・代理公使となる。柳原公使は特命全権公使に任ぜられ、明治天皇は同年4月9日、同

公使を召して謁を賜った（『明治天皇紀』第三、237-9頁）。柳原公使は5月19日、赴任し（同、260-1頁）、11月29日、清国皇帝に国書を捧呈した（同、343頁）。

花房公使が1880年12月27日、朝鮮国に信任されたことは既述の通りである。同公使はこの日朝鮮国王に国書を捧呈したが、鹿島守之助博士は「これは朝鮮国王が国際間の通義に基づいて、海外使臣を引見した最初のことであった。」と述べている<sup>10)</sup>（鹿島平和研究所編『日本外交史』第3巻[鹿島研究所出版会、1970年]、42頁）。

明治政府は、1868年4月15日（明治元年3月23日）、巖原藩主・宗義達に対し、朝鮮国との外交事務を掌るよう命じたが（『大日本外交文書』第1巻第1冊、574頁）、その後、政府はみずから朝鮮国と交渉にあたることとなった。1875年（明治8年）9月20日発生した江華島事件を機に、翌1876年2月27日、日鮮修好条規を締結（同年3月22日効力発生）、かくて日本は欧米列強に先んじて朝鮮国を開国せしめた。同条規第2款は日鮮両国がそれぞれ京城及び東京に使臣を駐劄させることを規定しており、外務大書記官・花房義質は1878年（明治11年）12月21日、兼ねて代理公使に任命され、京城に赴任したが、1880年（明治13年）4月17日、弁理公使に昇格したものである。同公使は11月24日、ふたたび朝鮮国に向かった（『明治天皇紀』第五、202-3頁）。筆者は、花房公使が在朝鮮国駐劄の最初の外交代表とってよいと考えるが、代理公使として朝鮮国政府に何らかの形で信任されなかったのか、信任されたとすればそれはいつか（その場合、日本は朝鮮国に1880年12月以前に代表を置いたことになる。）、検討を要する点であると思う。なお、全国市長会『市政』の1992年1月号の拙稿を参照されたい（115-9頁）。

一方、清国及び朝鮮国も駐日公使を派遣した。清国が何如璋・特命全権公使をはじめ日本に派遣、彼が1877年（明治10年）12月、信任されたことは本文で述べた。ここでは、朝鮮国の初期の駐日公使について触れることとしたい。

『明治天皇紀』第六は、1880年（明治20年）9月20日の項で「朝鮮國は未だ我が國に公使を差遣せざりしが、去月從二品閔泳駿を弁理公使に任じて我が國に駐劄せしむ、是の日泳駿参内、國書を捧呈す、」と述べている（808頁）。

---

10) 鹿島平和研究所編『日本外交史』第3巻（鹿島研究所出版会、1970年）、42頁。

『明治天皇紀』第六は、米国の朝鮮国駐箚特命全権公使 Lucius H. Foote が赴任の途次来朝し、明治天皇が Bingham 駐日公使とともに彼を召した旨述べているが、米国の朝鮮国と条約を締結し、Foote を初代公使として同国に派遣したことにつき、「蓋し米國の擧は實に歐米列強の東洋政策に一新期を画すしたるものにして、固より我が對朝鮮政策の旨と一致する所たり、...」と述べている (44-5 頁)<sup>11)</sup>。

1870-80 年代、東アジアの 3 カ国は近代国際法に基づき、改めて相互の間に外交関係を築き上げたのであるが、欧米諸国もほぼ同時期、これら 3 カ国と外交関係を樹立しつつあったことがわかる。

(3) 在日外交使節の階級は、1886 年末現在、最高が特命全権公使であった。特命全権大使が任命されるのは、なお 20 年近くの時間の経過が必要であった。

『明治天皇紀』第十一によると、1905 年 (明治 38 年) 12 月 30 日、イギリスの Sir Claude Maxwell MacDonald 特命全権公使は「特命全権大使に昇任せるを以て、天皇に.....信任状を上る、.....大使の朝見、蓋し之れを以て嚆矢と為す、.....」(443-4 頁) とある。このとき以降、諸外国の駐日使節は、次第に特命全権大使の資格を獲得するようになる。

(4) 本稿では、公使館で東京以外の地に設置されたものは扱ったが、(総)領事館については東京に設置されたもの及び横浜等に置かれ、東京を管轄区域に含めたものに限定することを原則とした。いずれ函館、横浜、長崎、神戸、大阪及び新潟に置かれた各国領事館についてもその歴史を描出する機会に恵まれることがあるかも知れない。

(5) 1886 年末までに公使館のほとんど全部が東京に開設されるようになった。また、日露戦争後、一部の公使館が大使館に昇格するようになったことは本文でも述べたが、この傾向はその後も見られる。第一次大戦、ヨーロッパの地図が塗り替えられるが、とくにオーストリア・ハンガリーが分裂したことを反映し、ポーランド

---

11) Foote 公使は 1883 年 (明治 16 年) 5 月 20 日、朝鮮国に信任された (United States Department of State, *Principal Officers of the Department of State and United States Chiefs of Mission 1778 - 1990* (Office of the Historian, Bureau of Public Affairs, Department of State, 1991), p. 108.

及びチェコスロヴァキア公使館が東京に新設される。「各国外交官及領事官其他リスト雜纂（在本邦之部）」（6.1.8.7-1）には1923年11月6日版外交団リストが綴じ込まれているが、このような動きを示している。

（6）筆者がとくに指摘したいのは、本稿がカバーする期間に東京には外国人の宿泊に適したホテルが次第に開業するようになったという事実である。本稿でも米国の John A. Bingham 公使、ペルーの Elmore 公使等が横浜のグランドホテルをアドレスとしていたことを述べたが、横浜には東京より一足早く近代的ホテルが建設され、ペルーのように館員数が少ない公使館はしばしばこのようなホテルに設置され、また館員が居住した。明治時代、公使館の一部が東京でなく横浜に置かれた一因である。

もちろん、東京にもホテルがあった。「はしがき」で述べたように、「各国外交官及領事官其他リスト雜纂 在本邦ノ部 各国公使館員及領事館員姓名調書」（6・1・8・7-1-2）に外交団リストに各公使館が自国の部分に校正を加えたものが含まれているが、1892年ごろの版の清国のページを見ると、翻訳官の一人、H. H. Sultzberger (interprète allemand et français) が築地のクラブホテルを住所としている。スペイン公使館の2人、Don Luis del Castillo y Trigueros 公使及び Don Francisco de Soliveras 一等書記官も同様である。クラブホテルについては『外務省調査月報』2012年度/No.1の拙稿を参照されたい（60頁）。

とくに1890年（明治23年）11月3日、帝国ホテル（設計：渡邊謙）が東京市心にその威容を現わすことになり、公使や公使館員は着任直後から同ホテルを利用できるようになった。

（7）日本を巡る海運事情については、黒田英雄『世界海運史』（改訂版、成山堂書店、1979年）等を参照されたいが、イギリスの P. & O. が1842年イギリス及びインドを結ぶ航路を開き、1860年ごろまでにシンガポール、香港等がイギリスに結びつけられ、1870年（明治2年）、P. & O. は香港から横浜に航路を延長した。一方、米国も西岸の発展に伴って太平洋が新しい航路となり、まず中国が米国に結びつけられた。1867年（慶応3年）、米国の Pacific Mail Steamship Co. は日本との航路を開設した。

1869年11月17日(明治2年10月14日)にはスエズ運河が、また1914年(大正3年)8月15日にはパナマ運河がそれぞれ開通し、ヨーロッパ及び米国とアジア諸国とを結ぶ海運事情が一変した。

かつては外交官・領事官(特使を含む。)の赴任・帰国には船によったが、日本を結ぶ定期航路ができるまでは軍艦を利用するなど、不便が多かったことであろう。*The Japan Weekly Mail*(*JWM*と略される。)は1872年1月6日に横浜で創刊されたが、これに“Shipping Intelligence”の欄があり、しばしば乗客リストも付されているので、貨物のみならず旅客の定期船による外航海運が当時すでにある程度成立していたことがわかる。

(8)『外務省調査月報』1987年度/No.1に掲載した拙稿「江戸にあった外国公館」には相当数の地図や写真を添えたが、本稿ではほとんど使用しなかった。明治時代には多くの近代的な地図が作成され<sup>12)</sup>、写真も撮られるようになり、われわれはこれらを手にすることが容易となった。例えば、1870年(明治3年)5月横浜で創刊の*The Far East*(当初は隔週刊、1873年〔明治6年〕7月より月刊、また1874年〔明治7年〕10月からは東京で発行)は多くの関連写真を収録している<sup>13)</sup>。また、筆者は、当時日本に在勤した外国の外交官・領事官が写真を収集し、またみずから撮影したことであろうが、これに自国の公使館等の写真も含まれている可能性が高いと思う。筆者自身、ペルーのリマに勤務中、Oscar Heerenが住んだ築地居留地31・32番の旧大名屋敷の写真を含むアルバムを彼のお孫さんにあたるDr. José Pardo Heerenのお宅で発見し、うち2葉を『築地外国人居留地』で使用させて頂いた(69、70頁)。この屋敷はペルー総領事館・スペイン副領事館となり、Heerenが離日したあとペルー公使館、つづいてオーストリア・ハンガリー公使館として使用された<sup>14)</sup>。他にも

12) とくに、参謀本部陸軍部測量『五千分一東京図』及び内務省地理局『五千分一東京実測(全)図』。なお、歴史地理学会『歴史地理学紀要』8、『明治後期の歴史地理』(1966年)所収の清水靖夫「東京の地籍図類」を参照されたい。

13) 1875年(明治8年)8月廃刊となったが、翌1876年(明治9年)7月から1878年(明治11年)12月で“New Series”が上海で刊行された。新旧シリーズの復刻版が雄松堂出版から刊行されている(1965年及び2007年)。

14) 最近、五味篤『銀嶺のアンデス 高橋是清のペルー鉱山投資の足跡』が刊行された(Lima: Museo Andreas del Castillo, 2014)。五味氏は2010年9月から2014年4月までの約3年

同じような写真が、かつて日本に勤務した外交官・領事官の母国にまだまだ眠っているのではないかと思う。

\* \* \*

筆者は、『外務省調査月報』1962年5月及び6月号に「ヨーロッパ共同体の使節権」(1)及び(2)を発表した。半世紀以上前のことである。今回、5回にわたって「明治時代の東京にあった外国公館」を執筆させて頂いたが、『外務省調査月報』は廃刊になるとのことで、そうなれば筆者が『外務省調査月報』に寄稿することはもはやあり得ない。「明治時代...」(5)が最終号に掲載されることとなったが、まことに感無量である。

これまで本報に載せた十幾編かの諸稿がいずれも未熟な研究成果の反映に過ぎないことは、筆者自身が最もよく自覚している。Ovidius の *Heroides* は日本では「名高き女たちの手紙」として知られているようであるが、ヘレナがパリスにあてた書簡で、彼女は“...*et adhuc tua messis in herba est.*”と書いている(VII,263)<sup>15)</sup>。これはもちろん fictitious な書簡であるが、それはともかく、筆者の諸研究もいまだ herba (葉) の状態にあり、収穫までは程遠い。例えば、失われた外交団リスト及び領事団リストを「再製」という長年の夢はまだ結実前の段階にあり、発表機

---

半、(株)三井金属鉱業のリマ支店長であり、現地で日秘商工会議所会頭も務めた方であるが、本書には Oscar Heeren が残したアルバムから接写した写真(筆者が使用したものを含む。)が多数掲げられている。José Pardo Heeren 氏は2001年に99歳で死亡され、現在このアルバムは同氏の長女で Oscar Heeren の曾孫にあたる Doris Pardo Paredes 夫人がお持ちであるが、五味氏に Pardo Peredes 夫人を御紹介したところ、2013年1月、同夫人のお宅でアルバムから写真を接写することができたとのことであった。また、拙著『築地外国人居留地』のコピーを同夫人にお渡ししたとの御連絡も頂いた。『銀嶺のアンデス』に写真を掲載することも快諾されたという。個人的なことになるが、Oscar Heeren、Pardo Peredes 夫人及び五味氏には不思議な縁で結ばれているような気がした。『銀嶺のアンデス』は、国立国会図書館に蔵置されることとなっている。

- 15) Grant Showerman は、The Loeb Classical Library の1冊、Ovid, *Heroides and Amores* でこの箇所を“... and your harvest is still in the green.”と訳している(London: William Heinemann and Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1924, pp. 242-3)。“Herba”は「葉; 茎」の意味であるから、Showerman の訳は巧みな意識といってよいと思う。

関を失なうとなれば、あるいはこの段階で終わるのかも知れない。しかし、この研究はどなたかが、そしていつの日にか「葉」の状態から「花」や「実」の段階に押し進めて下さるかも知れないと思う。また、筆者は『外務省調査月報』2010年度/No.2で、近代初期の日本と諸外国との間を往来した外交官・領事官の動きを正確に把握するためには関係諸外国との協力が望ましい、と述べた(4-5頁)。この思いは、本稿をともかく書き終えたいま、ますます強まっている。

『外務省調査月報』が筆者に対し、外務省在勤中はもちろん、退職後も研究の発表の場を与えて下さったことに深く感謝している。

(了)

(筆者は愛知大学国際問題研究所客員研究員(元外務省員))

## [付記1] 初期の日本の在外使節・領事官

日本が幕末以降諸外国に派遣した外交官・領事官の動きを研究する場合、やはり資料面で多大の困難に遭遇するであろう。ここでは、そのような研究に関連し、二、三の点につき述べて置きたい。

(1) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』によると、幕府は慶応3年9月、米国人チャールズ・ウヲルコット・ブルークス (Charles W. Brooks) を雇い入れて、サン・フランシスコにおける領事事務を、これと前後してパリでフランス人フロリ・ヘラルド (Flury Hérard) を雇い、総領事の事務をそれぞれ委託した。これが日本の領事館設置の嚆矢とされる (上巻、96頁)。

拙見であるが、ブルークス及びフロリ・ヘラルドの雇い入れは、直接には外国奉行柴田日向守 (剛中) がイギリス及びフランスに出張したことに関連して行なわれたのではないか。柴田日向守の出張はイギリス及びフランス両国の軍制調査のためであった。出張が決定したのは1865年5月19日 (慶応元年4月25日) で、柴田日向守一行は6月27日 (閏5月5日) に横浜を出帆、フランスへ向かった。遺憾なことに、この出張についての記録は『通信全覧』から欠けている。『通信全覧』の『総目録』によると、『續通信全覧 類輯之部 修好門』に『柴田日向守使節一件』18 (附録雑件) があったが焼失しているとのことであり、またこのファイルに「仏人『フロリヘラルト』岡士ゼネラル任職一件」が含まれていたとのことである (164頁)。上述のように『外務省の百年』は、幕府が慶応3年9月、ブルークスを雇い入れるのと前後してフロリ・ヘラルドを雇った、と述べているが、上記ファイルの日付から考えると、幕府がフロリ・ヘラルドに領事事務を委託したのはもっと早く、慶応元年前半であった可能性があるだろう。

一方、ブルークスについては『續通信全覧 類輯之部 修好門』に「米人『フルークス』二桑港在留我国領事ヲ授ケシ委任状」がファイル『米ハルリスノ委任状 外之件』に含まれている (『総目録』、141頁)。このファイルは『續通信全覧 類輯之部 修好門』第4巻745頁以下に収録されており、「米人『フルークス』二桑港在留...」は771頁にある。なお、『外務省の百年』によると、明治政府は明治2年6月 (1869

年7月または8月)、ヘラルドを罷め、フランス人コント・デ・モンブラン(原綴り不明)を雇い入れて日本のシャルゼダフヘル兼コンシュルゼネラルとし、また翌3年8月(1870年9月ごろ)、ブルクスを改めて日本のコンシュルに任命している(上巻、96頁)。

(2) このように、日本が当初外国に置いた外交使節・領事官はいずれも外国人であった。それでは、はじめて外国に派遣された日本人の外交使節は誰であったか。ふたたび『外務省の百年』によると、明治政府は明治3年10月(1870年10月—11月)、清国の上海に仮領事館を置き、品川忠道を勤務させた(上巻、96頁)。彼が日本人としては最初の領事官ということになるようである。なお、日本政府は明治4年11月5日(1871年12月16日)、領事官の制を定め(上巻、210-2頁)、翌明治5年2月(1872年3月—4月)、上海に正規の領事館を設置した。品川領事はそのまま在上海領事として留まった(上巻、96-7頁)。

明治4年11月4日(1871年12月16日)、政府は外交使節の制を定め、また領事官の制を改正した(上巻、95-6頁)。それに先立つ明治3年閏10月2日(1870年11月24日)には大・中・少弁務使(1872年11月4日〔明治5年10月14日〕)に至り、それぞれ特命全権公使、弁理公使及び代理公使に改称された。上巻、72-4頁)が設置され、はじめて在外使臣が派遣されることになった。(ヘラルド及びモンブランを除いて、といてよいであろう。)具体的には、フランス・イギリス及びプロイセンに鮫島尚信・少弁務使、米国に森有禮少弁務使、ロシア(ペテルスブルク)に澤宣嘉・特命全権公使等である(上巻、70-6頁)<sup>16)</sup>。なお、澤公使は病気のため赴任できなかった。

(3) このような初期の在外使節・領事官の任命についてさらに精細な研究を行なう場合、必要な資料は外務省外交史料館の関連ファイルをはじめとして日本に若干

---

16) ちなみに、筆者は森有禮少弁務使の日本よりの出発及びワシントンでのHamilton Fish 国務長官に対する信任状提出の様相につき、『筑波学院大学紀要』第10集(2015年3月刊)に寄せた「西園寺公望公の第1回外遊について」で言及した(124-5頁)。西園寺公望は、偶然であろうが森少弁務使と同じ米国船The Great Republicで1871年1月23日(明治3年12月3日)横浜を出帆したのである。船は2月16日(12月27日)、サン・フランシスコに到着、ブルクス領事に迎えられた。一行はブルクス領事と共に鉄道で首都ワシントンに向かい、同地に3月2日(明治4年2月12日)朝到着、同日正午、森少弁務使はFish 国務長官に信任された。

存在する。しかし筆者としては、このような研究を進める場合、何よりも日本からの初期の在外使節・領事官を接受した相手国の外務省との協力が不可欠であると考えている。(例えば、信任〔着任〕日等は相手国外務省の外交団リストを参照しなければならない。)

#### [付記2] 1879年当時の在京公使館のアドレス等

本稿(5)の脱稿後、筆者は東京都編・刊『東京市史稿 市街篇』第58及び第62にそれぞれ「佛國假公使館地料」及び「外國公使館地地價」と題する記事があることに気付いた(727-31頁、211-3頁)。これをすでに発表したデータと照合する余裕がないまま、以下の通り再録して御参考に供したい。「外國公使館地地價」がとくに参考になるのでこれを(1)とし、「佛國假公使館地料」は(2)とする。なお、1879年当時は他に米国等の公使館があったが、(1)には略されている。

##### (1) 「外國公使館地地價」より

#### フランス公使館

芝區三田功運寺1番地(または29番地)

貸渡し年月日 1872年9月1日(明治2年7月25日)

地坪 1,413坪4合3勺

地価・賃料 金848圓8錢8厘・金67圓84錢5厘

#### イタリア公使館

麴町區裏霞ヶ關4番地

貸渡し年月日 1872年2月4日(明治4年12月26日)及び1875年(明治8年)11月24日

地坪 3,374坪1合1勺

地価・賃料 金2,758圓33錢5厘・金220圓66錢7厘

#### イギリス公使館

麴町區五番町1番地

貸渡し年月日 1872年5月5日(明治5年3月28日)

地坪 10,833 坪 8 合 6 勺

地価・貸料 金 6,175 圓 30 銭・金 494 圓 2 銭 4 厘

#### ドイツ公使館

麹町区永田町一丁目 11・12 番地 (または 14 番地)

貸渡し年月日 1872 年 5 月 18 日 (明治 5 年 4 月 12 日)

地坪 5,532 坪 5 合 8 勺

地価・貸料 金 4,522 圓 88 銭 4 厘・金 361 圓 83 銭 1 厘

#### ロシア公使館

麹町区裏霞ヶ関 1 番地

貸渡し年月日 1973 年 (明治 6 年) 10 月 8 日 (露歴 1873 年 9 月 26 日)

地坪 3,778 坪 8 合 6 勺

地価・貸料 金 3,315 圓 95 銭・金 265 圓 27 銭 6 厘

#### 同附属地

神田区駿河臺東紅梅町 6 番地 (または 14 番地)

貸渡し年月日 1872 年 11 月 9 日 (明治 5 年 10 月 9 日) (露歴 1872 年 10 月 28 日)

地坪 2,014 坪 9 合 5 勺、ほかに崖地 114 坪 6 合 2 勺

地価・貸料 金 2,251 圓 70 銭 7 厘・貸料金 238 圓 14 銭 (注 附属地の地価は麹町区裏霞ヶ関 1 番地の地価に含まれると推定される。)

#### オーストリア・ハンガリー公使館

麹町区紀尾井町 3 番地ノ内 (または 6・7 番地合併)

貸渡し年月日 1878 年 (明治 11 年) 5 月 8 日

地坪 1,230 坪

地価・貸料 金 354 圓 4 銭 3 厘・金 28 圓 32 銭 3 厘

#### 清国公使館

麹町区永田町二丁目 2 番地ノ内 (または二丁目 8 番地)

貸渡し年月日 1878 年 (明治 11 年) 10 月 16 日 (光緒 4 年 9 月 21 日)

地坪 3,061 坪 9 合

---

地価・賃料 金 1,837 圓 14 錢・金 146 圓 97 錢 1 厘

(2) 「佛國假公使館地料」より

フランス仮公使館が三田臺町濟海寺境内に置かれていた当時の地料につき、1876年(明治9年)10月ないし12月、東京府知事と外務係、租税係及び社寺係との間並びに大久保利通・内務卿と各府県との間に若干の文書が交わされたが、これにフランス仮公使館の建坪、借料等、本稿に関連するデータが含まれる。これをまとめれば以下の通り。

建坪 425 坪 2 合 5 勺 2 才

借料(年) 127 圓 62 錢 3 厘。